

平成29年4月3日

原子力規制委員会 殿

女川原子力規制事務所

統括原子力保安検査官 藤波 章

平成29年度保安検査実施方針について

東北電力株式会社女川原子力発電所に対する平成29年度保安検査実施方針を下記のとおりに定めましたので提出します。

記

1. 基本検査で実施する保安検査の内容

① 新規制基準を踏まえた検査

平成25年7月に施行された新規制基準への適合性に係る保安規定の変更が認可された施設は、認可に際して確認した重大事故等発生時及び大規模損壊発生時における対策が保安活動に適切に反映、実施されていることを確認する。

新規制基準の適合性に係る使用前検査が終了していない施設は、特別な保全計画に基づく保安活動について、施設の状態に応じた計画の策定(改訂を含む)及び実施が適切に行われていることを確認する。

② マネジメントレビューに係る検査

経営責任者の積極的な関与の下、マネジメントレビューにおいて組織の実態に照らし、品質方針等の変更の必要性が評価されていること及びマネジメントレビューの結果、組織としての課題が明確にされ、経営責任者から改善が指示されていることを確認する。

③ 予防処置に係る検査

原子炉施設の点検長期計画未策定による点検漏れ、調達管理の不備によるクレーンジブの倒壊、中央制御室空調換気系ダクト腐食等の不適合事象が平成28年度に確認された。このような類似事象の発生を繰り返さないように、他の施設において発生したトラブル等の不適合情報や安全対策上の教訓となる運転経験、その他の安全性向上に資する外部の知見を活用する予防処置活動が健全に機能していることを確認する。

④ 不適合管理、是正処置等に係る検査

不適合事象検討会における不適合事象の確認、不適合区分の判断、不適合処置、是正処置等が確実に実施されていることを確認し、再発防止対策等の審議が適切に実施され、効果を上げるものになっているかを確認する。また、至近のヒューマンエラー関連事象に係る共通要因分析に対する再発防止対策及び業務品質向上に向けた対応が実施されていることから、実効性・有効性について検証・評価が適切に行われていることを確認する。

2. 追加検査で実施する保安検査の内容

○ 不適切なケーブルの敷設に係る改善措置等に係る検査

保安規定違反(違反2)と判定された「中央制御室床下等におけるケーブルの不適切な敷設」について、是正措置が完了し、再発防止対策に基づき、改正されたQMS文書の本格運用が実施されていることから、対策の実効性・有効性について検証・評価が適切に行われていることを確認する。

3. 保安検査実施時期

- (1) 第1四半期: 6月上旬
- (2) 第2四半期: 9月上旬
- (3) 第3四半期: 12月上旬
- (4) 第4四半期: 3月上旬